

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年10月16日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成25年6月1日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成25年8月27日、荷下ろし作業中に転落し（以下「本件災害」という。）負傷した。請求人は、同日、D医療機関に緊急入院し、右大腿骨骨幹部骨折等の治療を受けた。請求人は、その後、複数の医療機関を受診し、外傷性顎関節症についてはE医療機関において治療を受けた。さらに適応障害についてはF医療機関で治療を受け、療養の結果、平成30年5月31日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年6月11日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、精神障害については、①仕事・生活への積極性関心、②他人との意思伝達、③対人関係・協調性を失っているため、第9級に該当し、右膝の神経症状についても、就寝時も常時疼痛を感じるため第12級に該当することから上位等級に該当する旨主張するので、以下検討する。

(2) 精神障害に係る後遺障害について

G医師は、平成30年8月7日付け意見書において、就労意欲の状態について「概ね正常」、能力低下の状況について、①身辺日常生活「適切又は概ねできる」、②仕事、生活に積極的・関心を持つこと「時に助言・援助が必要」、③通勤・勤務時間の遵守「適切又は概ねできる」④普通に作業を持続すること「適切又は概ねできる」、⑤他人との意思伝達「時に助言・援助が必要」⑥対人関係・協調性「時に助言・援助が必要」、⑦身辺の安全保持・危機の回避「適切又は概ねできる」、⑧困難・失敗への対応「時に助言・援助が必要」と所見し、8つの能力判断要素のうち4つについては「適切又は概ねできる」とされ、他の4つについても「時に助言・援助が必要」とされている。

加えて、障害補償給付実地調査復命書に添付された請求人からの聴取書によると、就労については治癒（症状固定）時の平成30年5月から再度就労していることが認められ、趣味についても、温泉には、傷を見られたくないことから行っていないとのことであり、ランニングについても「走ると痛みがでるから」と述べていることに照らし、精神障害によりこれらに対する意欲や関心が

失われているとはいえない。

以上の各事実を総合的に検討すると、G医師の意見は妥当であり、4つの能力の低下が認められるから、決定書に説示のとおり、障害等級第12級の12（系列13）「通常の労務に服することはできるが、非器質性精神障害のため、多少の障害を残すもの」に該当する。

(3) 右膝の障害について

I医師は平成28年1月20日付け障害補償給付支給請求書添付の診断書において、「右膝関節の可動域は健側の3/4以下に制限されていないことから、明らかな機能障害は認めないが、右膝関節痛が軽度あるが、MRIでは右膝内側半月板の微細損傷のみ（明らかな断裂認めず）」と述べており、H医師は、障害補償給付実地調査復命書の平成30年9月26日付け確認記録において、「受傷した右膝内側副靭帯損傷と上記診断書記載の右膝内側半月板の微細損傷は同一部位を示すと考えられる。」旨の意見を述べていることから、右膝に軽度の神経障害が残存していることが認められる。

本件に係る医学的所見等を精査したが、請求人が主張する自覚症状を裏付ける明らかな異常所見も認められず、他覚的所見も確認できないことから、決定書に説示のとおり、障害等級第14級の9（系列13）「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する。

(4) 鎖骨の変形障害について

障害補償給付実地調査復命書に添付された左鎖骨部の写真によると、裸体になったときに変形が明らかに分かる程度であることから、決定書に説示のとおり、障害等級第12級の5（系列17）「鎖骨に著しい変形を残すもの」に該当する。

(5) そこで、請求人に残存する障害について検討するに、「非器質性精神障害」による障害等級第12級の12と「右膝の神経障害」による障害等級第14級の9については、同一系列（系列13）の障害に該当することから、併合の方法を用いて準用等級を定めると、重い方の等級の準用第12級となる。次に、「神経系統の障害」の準用第12級と系列の異なる「左鎖骨の変形障害」の第12級の5を併合すると、併合繰上げにより併合第11級となる。

したがって、本件災害により請求人に残存する障害は、障害等級第11級を超えるものということはいえない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月3日